

【19】発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業(新規)

平成20年度概算要求額:1,386百万円

事業開始年度:平成20年度

事業達成年度:平成24年度

主管課

初等中等教育局特別支援教育課 (課長:永山 裕二)

関係課

事業の概要

平成19年度まで実施してきた「特別支援教育体制推進事業」は、教育支援体制整備状況調査により一定の成果を上げたことが裏付けられている。ただし、幼稚園や高等学校における教育支援体制整備は始まったばかりであり、遅れも見られる。こうしたことから、「特別支援教育体制推進事業」で得られた成果を踏まえ、本事業を発展的に見直し、発達障害のある幼児児童生徒への支援を強力に進める等、特別支援教育のさらなる体制整備を総合的に推進する。

発達障害を含め障害のある幼児児童生徒の支援のため、各種教員研修、外部専門家の巡回等を拡充する。また、新たにグランドモデル推進地域を指定することにより、文部科学省と厚生労働省の複数の事業を連携・協力して同時に実施し、障害のある幼児児童生徒に対し様々なレベルにおいて一貫した支援を図る。さらに、体制整備が遅れている幼稚園・高等学校を含む学校の支援体制を強化することができるよう、特別支援学校による助言援助等のための教員派遣費用を計上する等、所要の措置を講じる。こうした取組を通じて、特別支援教育に関する体制整備を総合的に推進する。

必要性

教育支援体制整備状況調査(調査基準日:平成18年9月1日)では、公立小・中学校における校内委員会の設置率や特別支援教育コーディネーターの指名率が90%を超えており、小・中学校における教育支援体制整備に関し、成果が上がっている。一方で、公立幼稚園や高等学校において、校内委員会の設置率や特別支援教育コーディネーターの指名率が20~30%前後と低いことが明らかになった。また、幼・小・中・高の学校段階を問わず、個別の教育支援計画の作成や専門家チームの活用に関しては、達成割合が低く、支援の質の向上が望まれる。さらに、教育支援体制整備のためには教職員の専門性向上が不可欠であり、特別支援教育に関する教員研修の実施・受講率向上を一層目指す必要がある。

他に、教育再生会議第二次報告や経済財政改革の基本方針2007~「美しい国」へのシナリオ~(いわゆる、「骨太の方針」)等でも、上記の事情を踏まえ、具体的な対応策の必要性が言及されている。(報告等における言及は、備考参照。)

なお、発達障害者支援法が平成17年4月1日から施行されている。その中で、国の責務として、発達障害のある者への早期からの支援や、関係機関の連携による支援の充実等に関し、必要な措置を講じるものとされている。

これらの必要性に応えるために、関連諸施策の中でも基幹事業として位置付けられる本事業を実施することが必要である。

効率性

【アウトプット】

本事業の実施により、47都道府県で、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等を対象とした教員等研修、推進地域を中心とした外部専門家による学校への巡回相談等が実施される。

【アウトカム】

全国の学校における特別支援教育の総合的な体制整備が推進される。

有効性

(施策目標)

施策目標 2 - 1 確かな学力の育成

(得ようとする効果及びその達成見込み)

平成 19 年度まで実施してきた「特別支援教育体制推進事業」については、教育支援体制整備状況調査により、公立小・中学校における特別支援教育の体制整備に関して所要の効果が得られた一方で、幼稚園や高等学校における体制整備に遅れがあることが明らかになった。

平成 20 年度から実施する本事業では、各種学校等における支援体制整備の一層の推進を図りつつ、特に幼稚園や高等学校における体制整備の推進のために必要な措置を実施することにより、所期の効果が得られると期待される。なお、本事業の効果については、教育支援体制整備状況調査により毎年度確認していく。

18年度実績評価結果との関係

平成18年度実績評価においては、「特別支援教育体制推進事業」について『幼稚園・高等学校も含めた学校全体では引き続き特別支援教育を推進する必要がある。平成20年度概算要求に当たり、これまでの本事業の有用性に鑑み、支援体制の推進に係る事業につき新たな予算要求を検討する。』としており、本事業はこうした評価を踏まえたものになっている。

広報計画

- ・ グランドモデル推進地域を指定する際等において、プレス発表をする。
- ・ 文部科学省HPにて、本事業について広報を行う。
- ・ 教育委員会を通じた都道府県への連絡を行う。
- ・ 目覚ましい成果を上げた地域の事例を集め、成果報告書等を作成する。
- ・ 事業参加者への説明会を開催する。

備考

教育支援体制の整備状況については、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校等におけるLD、ADHD、高機能自閉症等のある幼児児童生徒への教育支援体制整備状況調査」を用いる。

関連する既存事業として、「発達障害早期総合支援モデル事業」と「高等学校における発達障害支援モデル事業」がある。「発達障害早期総合支援モデル事業」は、発達障害に関して早期からの総合的な支援の在り方について実践的な研究を実施し、全国の自治体への情報発信を行うものであり、「高等学校における発達障害支援モデル事業」は、高等学校における特別支援教育を推進するとともに、支援の在り方に関する今後の検討に資するものである。本事業とこれら2事業は、発達障害に関し、相互補完的に支援体制の充実を目指すものである。

教育再生会議第二次報告の中に、

「国、地方自治体は、発達障害など特別支援の必要な子供のニーズに対応したきめ細かな支援を行うため、教員や支援員の配置、外部専門家の活用、全教員に対する研修の実施などにより、小・中学校、特別支援学校、更に幼稚園、高等学校における特別支援教育体制の強化に努める。(中略)

国は、発達障害など特別支援教育に関する総合的なプロジェクトのモデル地区での実施、...を行う。」

との記述がある。

また、経済財政改革の基本方針 2007～「美しい国」へのシナリオ～(いわゆる、「骨太の方針」)の中に、**「発達障害児など特別な支援の必要な子供のための教員・支援員の適正配置や外部専門家の活用など全ての子供一人ひとりに応じた教育。(中略)**

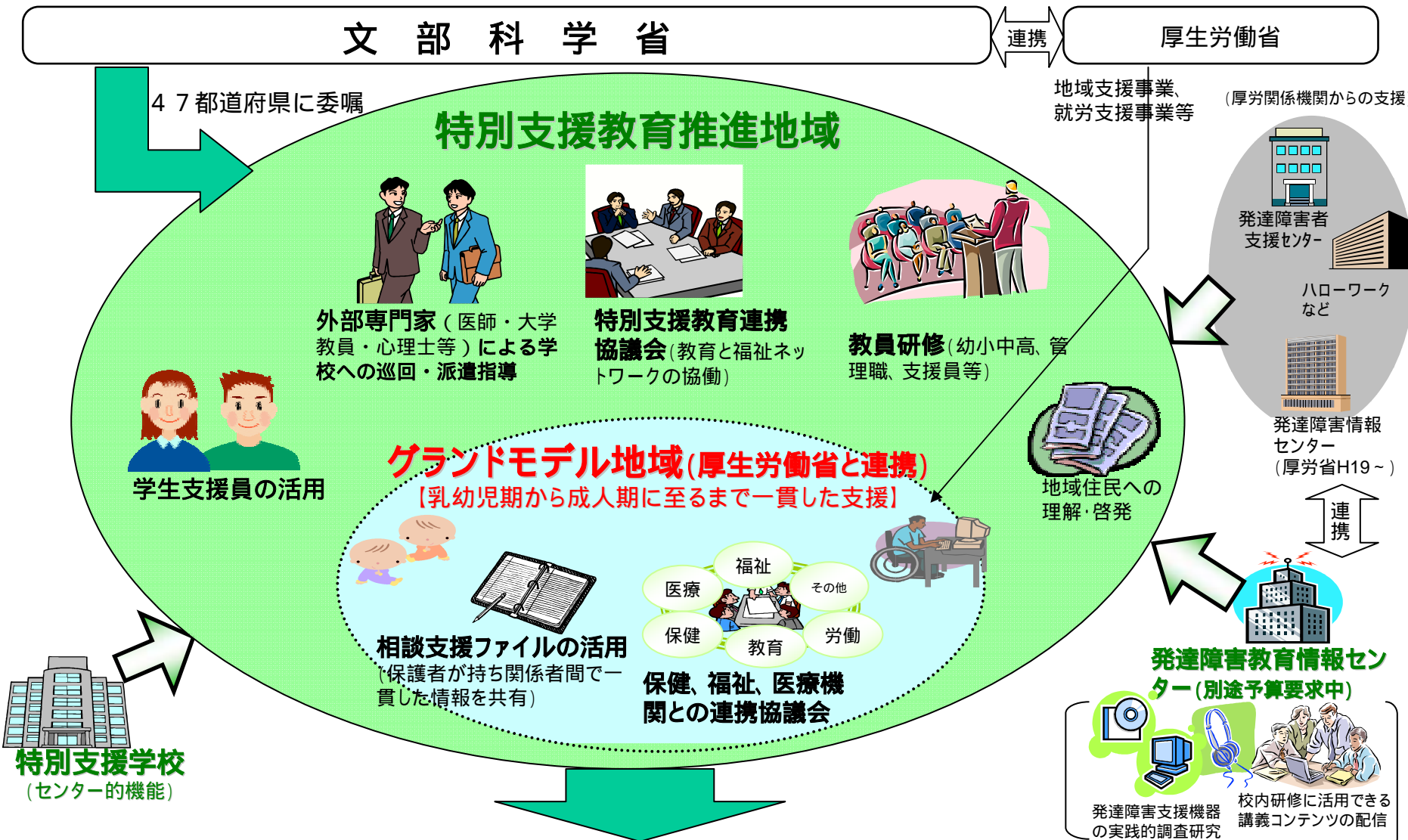
…授業内容改善のための教員研修の充実…」

との記述がある。

発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業（新規）

概算要求額
1,386百万円

発達障害を含む全ての障害のある幼児児童生徒の支援のため、各種教員研修、外部専門家の巡回・派遣、厚生労働省との連携による一貫した支援を行うモデル地域の指定などを実施することにより、学校（幼小中高特）の特別支援教育を総合的に推進する。



学校（幼・小・中・高・特）における特別支援教育が総合的に推進される